

## 先着順による売払い手続きの流れ

先着順による売払いの手続きにおいては、一般競争入札による場合とは異なり三重県物件等電子調達システムへの登録は必要ありません。  
手続きは次のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

### 先着順による県有財産買受申込募集要領等の公開

売払いを行う物件に係る最低売却価格、申込期間等を示した先着順による県有財産買受申込募集要領(以下「募集要領」という。)等を県土整備部公共用地課のホームページで公開し、お知らせします。



### 現地確認

現地説明会は開催しません。  
先着順による県有財産買受申込者(以下「申込者」という。)ご自身において、必ずあらかじめ現地を確認してください。  
募集要領及び「物件調書」は売却物件の概要です。買受申込みを行う前に、必ず申込者ご自身において、現地及び利用等に係る諸規制に関する調査確認を行ってください。  
募集要領及び物件調書の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。



### 県有財産買受申込書等の提出

募集要領で定めた受付期間・時間内に申込場所へ、募集要領に定めた県有財産買受申込書その他申込書類(以下「申込書等」という。)を、持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便とし、投かん後にその旨を申込み・契約に関する事務を担当する課・班へ連絡してください。  
普通郵便並びに電話、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けておりません。  
提出いただいた申込書等については、内容に不備がないかを確認し、適正であると認めるときは先着順で受理を行います。なお、同日に二以上の申込み

があり、これを受理したときは、受理時間にかかわらず同順位で受理したものとして取り扱います。

申込書等に不備があった場合は、適正な書類が整うまでは受理となりませんのでご注意ください。



### 資格審査

募集要領に定められている申込者の資格を有しているかどうか、事後確認を行います。

事後確認には一定の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。また、事後確認の際に、追加の資料の提出をお願いする場合がありますので、ご協力ををお願いします。



### 契約の相手方の決定

第一順位で受理され、資格審査で申込資格等の事後確認ができた申込者を、契約の相手方に決定します。

なお、資格審査で申込資格等の事後確認ができた第一順位の申込みが複数ある場合は、以下の通りとなります。

- ①買受希望金額が異なる場合は、買受希望金額の最も高い申込者を、契約の相手方に決定します。
- ②買受希望金額が同一の場合は、申込者又はその代理人によるくじ引きにより契約の相手方を決定します。この場合は、くじ引き実施日及びくじ引きの方法について再度連絡します。

第一順位の全ての申込みが無効となった場合は、第二順位以降の申込み順位を繰り上げます。



### 契約

契約の相手方決定の日から30日以内に県と契約を締結していただきます。

契約を締結する前に、契約保証金※(契約金額の 100 分の 10 以上)を納めていただきます。



#### 売買代金の支払い・所有権の移転

契約締結後、別途定める期日までに、県が発行する指定の納入通知書により、契約金額の全額(または残金※)をお支払いいただきます。

売買物件の所有権は、代金を完納した後に移転します。



#### 所有権の移転登記

売買代金の納入確認後、所有権の移転登記の手続きを県が行います。移転登記に必要な諸費用(登録免許税)は、買受者の負担となります。

移転登記手続きの完了後、登記完了証をお渡しします。

以上が先着順による売払い手続きの流れです。

※契約保証金は、契約金額(売買代金)の一部に充当することができます。

その場合、納付済みの契約保証金額を契約金額から差し引いた残金を納めていただきます。詳しくは、募集要領をご覧下さい。